

# 被災住宅応急修理制度

## 被災住宅の応急修理制度とは・・・

日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものです。

なお、被災後概ね1カ月以内に応急修理を完了する必要がありますので、お早めにお問合せください。

被災した住宅を修理する場合

**最大595,000円が支給されます**

※準半壊（一部損壊）の場合は最大30万円

## 対象者となる方は・・・

住宅の被害が**大規模半壊**、**半壊**、**準半壊（一部損壊）**

※全壊であっても修理すれば居住することが可能な場合は対象とすることができます。

※一部損壊10%未満の方は対象となりません。

## 対象となる工事は・・・

**原則、修理の着手前に申請したものが対象です。**

対象は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分です。

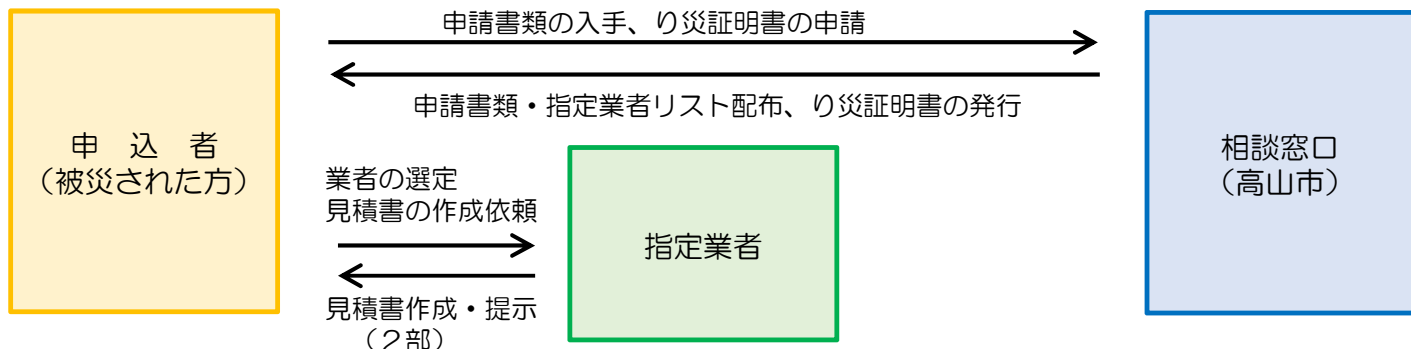
家電製品や災害の難を逃れ、単に古くなった壁紙や畳など内装に関するものの交換は対象外です。

お問い合わせは高山市役所都市政策部建築住宅課まで  
TEL 0577-35-3176

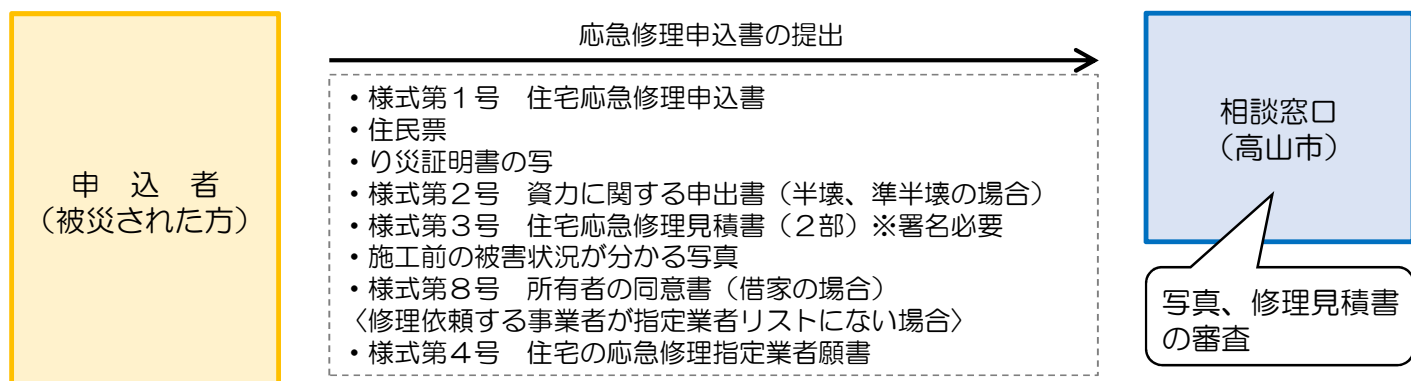
手続きの流れ・方法については裏面をご覧ください

# 手続きの流れ

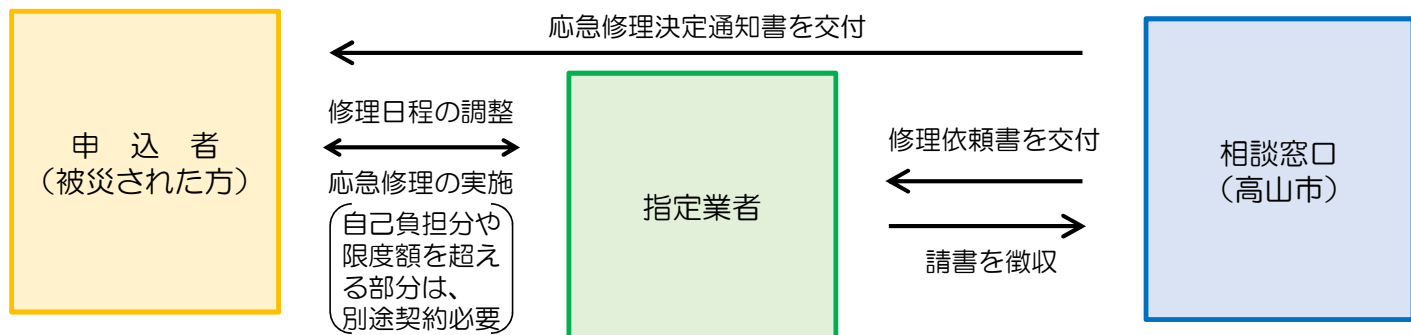
## 1 事前準備（相談）



## 2 申し込み、審査



## 3 修理依頼



## 4 工事完了・支払い

